

新型コロナウイルス感染症対策 に関する知事への緊急要望

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

新型コロナウイルス感染症対策に関する知事への緊急要望

感染者数の拡大には歯止めが見られるものの、国の緊急事態宣言が5月末まで延長されたことによって、県民の不安はピークに達し始めている。その解消のためには、今後の国の対策を見据えながら県独自の更なる支援策が必要となるため、下記の事項についてより一層の対策を講じられるよう強く要望する。

記

1 自粛解除に向けた出口戦略の策定・公表

(1) 自粛解除に向けた出口戦略の策定・公表

- ・大阪府及び京都府と協調した出口戦略の策定を行うこと。
- ・出口戦略の策定に当たっては県民の安心と理解につながるよう情報開示を徹底すること

2 感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実

(1) マスク等衛生資材及び医療資機材等の確保

- ・個々の社会福祉施設等単独ではマスク・消毒液等の購入が難しい現状に鑑み、県で一括購入し、必要とする社会福祉施設等に分配すること。呼吸器、防護服等の医療資機材についても同様の方法で医療機関に分配すること
- ・社会福祉施設等や医療機関への衛生資材及び医療資機材の分配状況等について、県民の安心と理解につながるよう情報開示を徹底すること
- ・備蓄用マスクについては、病院や社会福祉施設等でマスクが不足している現状に鑑み、配布用マスクに切り替えること
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止対策の推進事業」を活用して、社会福祉施設等におけるテレビ面会用の装置や感染防止用のアクリル板設置等の整備を進めること

(2) 訪問看護及び訪問介護サービス従事者の感染防止対策

- ・訪問看護及び訪問介護サービスの従事者の感染防止対策を支援すること

(3) PCR検査等の拡充

- ・第2波の感染拡大に備えてPCR検査及び抗原検査の拡充を図り、検査基準を満たした人をすべて検査できる体制を構築すること
- ・医療従事者を守るため、コロナ治療に従事している医療従事者のPCR検査・抗原検査及び抗体検査を同時実施すること
- ・県内の感染状況を把握するため、抗体検査を実施すること

(4) 透析患者への支援

- ・陽性となった透析患者の入院施設を整備すること

3 地域産業・県民生活への支援

(1) 休業要請事業者経営継続支援事業の申請要件の見直し

- ・休業要請期間の延長に伴い、現在、創業について「令和2年3月1日以前」としている要件を「令和2年4月1日以前」とすること

(2) 営業継続事業者への支援の創設

- ・休業要請を行わない施設の中で、社会生活を維持する上で必要とされた施設（理美容、銭湯、鍼灸マッサージ、バス・タクシーなど）を営業継続する事業者に対し、感染予防対策経費の増加や、売上減などに対して支援を行うこと
- ・上記施設であっても、風評による利用者の減少や経営者自身（特に高齢者）の感染防止のためのやむを得ず自主的休業した事業者に対しては、休業要請施設と同様の支援を受けられるようにすること

(3) 事業者に対する家賃補助制度の創設

- ・事業者の固定費の負担軽減を図るために、家賃補助制度を創設すること。なお、制度創設の際には100㎡以下の事業者も支援の対象とすること

(4) 事業者の感染予防対策への支援

- ・緊急事態宣言終了後のクラスター発生や、第2波の感染拡大に備えるため、事業者が実施する換気や空気清浄の設備、仕切りの設置等の感染予防対策への支援を行うこと

- (5) **テイクアウト・デリバリーの促進の事業の実施**
- ・飲食店支援と外出抑制につながるテイクアウトやデリバリーを促進する事業を実施すること
- (6) **治安維持のための取り締まりの強化**
- ・コロナに関連して、特殊詐欺、空き巣、児童虐待、DV等が増加していることを踏まえ、警察を始め、各市町や学校、自治会、防犯グループ、消費者センター等の各種団体との連携を強化するとともに、特殊詐欺対策として家庭用電話に詐欺撃退機能の機器についての支援策を創設すること
- (7) **支援策に係る県民のサポート体制の強化**
- ・新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策が速やかに県民に行き渡るように、行政書士会・社労士会・弁護士会等の各種関連団体への支援の要請や情報提供を行うとともに、各種団体の相談会等の実施に当たっては運営費等への支援を行うこと。
- (8) **避難体制のあり方検討**
- ・新型コロナウイルスと地震、風水害などによる複合型災害を想定した避難体制、避難所運営の在り方を早急に検討すること

4 家庭や児童・生徒の学習環境等に対する支援

- (1) **認可外保育施設への支援**
- ・認可外保育園の事業継続について支援すること
- (2) **オンライン学習や心のケアの支援**
- ・第2波の感染拡大による学校休業の長期化に備えて、県内における先進的取組事例の普及等によって、義務教育におけるオンラインでの学習支援体制を全県で構築すること
 - ・SNSによる待ち受けの相談受付体制だけでなく、電話等によって教師が積極的に児童生徒の状況把握や心のケアの支援を行うこと
- (3) **県内大学生等への支援**
- ・県立大学をはじめとした県内大学院・大学・短大・高専・専修学校の生徒が安心して学業に取り組めるように、学費や寮費等を支援すること

令和2年5月12日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
幹 事 長 谷 井 い さ お

政務調査会長 越 田 浩 矢